

放課後等デイサービス事業所における自己評価結果（公表）

討議日：令和5年2月25日

チェック項目		はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
環境・体制整備	1	6		児童の特性や状況に応じて複数の部屋を柔軟に利用しております。	
	2	4	2	制度上は問題ないが、療育中も見守り支援を念頭に置きながら対応している。	より良い支援ができるように、今後も児童数に応じて職員配置を考慮し、対応してまいります。
	3	4	2	現在、車椅子利用の児童の受け入れはありませんが、階段やトイレには段差や狭さがあり、スロープの設置はなく、バリアフリーとなっていないため状況に応じて職員が見守り、付き添っています。児童に分りやすいよう、学習する場所、遊びの場所と視覚的にも環境や情報が分かりやすいように配慮しています。	賃貸のためハード面での大幅な回収は難しいと考えられますが、保護者様のご意見を取り入れながら必要に応じて環境や対応について協議・検討してまいります。階段やトイレの段差にはより注意し、事故防止に努めてまいります。
業務改善	4	4	2	業務改善を図るためリフレクション会議を毎月2回開催し、支援の改善点、療育の計画などすべての職員が情報を共有出来るように図っています。	リフレクション会議等で明確な目標を話し合い、全職員に周知し、PDCAも含めた業務全般の可視化を進めていきます。
	5	6		年1回アンケートを実施し、そのご意見を全職員で周知・検討し業務の改善に努めております。	
	6	4	2	この自己評価の結果を、事業所の会報やホームページ等で公開している	今後も公式Webサイトで公開してまいります。
	7	2	4	現時点では第三者評価は実施できておりません。	第三者による外部評価については今後の課題として検討してまいります。
	8	6		年間計画を立て、事業所内の研修は定期的におこなっています。	
適切な支援の提供	9	6		アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、放課後等デイサービス計画を作成している	
	10	5	1	子どもの適応行動の状況を把握するために、標準化されたアセスメントツールを使用している	今後も継続してアセスメントツールを活用し、児童の状況把握を努めてまいります。
	11	4	2	活動プログラムの立案をチームで行っている	今後も継続してより良い支援を提供できるように取り組んでまいります。
	12	5	1	活動プログラムが固定化しないよう工夫している	今後も児童が興味や関心を持てるような活動を考え、固定化を避けてプログラムを工夫し、検討してまいります。
	13	3	3	平日、休日、長期休暇に応じて、課題をきめ細やかに設定して支援している	今後も個々の状況・平日休日利用の違いに合わせた課題を設定し丁寧な支援を心がけてまいります。
	14	6		子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせ放課後等デイサービス計画を作成している	
	15	6		支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	毎朝必ず打ち合わせをおこない、その日の利用児童の支援内容や職員の役割分担を確認しています。
	16	4	2	支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	今後も、振り返り・情報共有を大事に日々実施してまいります。
	17	6		日々の支援に関して正しく記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	日々の支援経過記録を徹底し、検証・改善に繋げております。
	18	6		定期的にモニタリングを行い、放課後等デイサービス計画の見直しの必要性を判断している	定期的なモニタリングによって児童の状況や課題などを確認し、保護者様のご意向を踏まえて計画を作成しています。
関係機関や保護者との連携	19	5	1	ガイドラインの総則の基本活動を複数組み合わせて支援を行っている	今後もガイドラインに沿って項目の選択・支援内容が適切になるよう努め、話し合いでの情報共有を通して日々の活動内容の決定、必要な支援の把握に努めてまいります。
	20	5	1	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	今後も同様に会議開催時には、児童発達支援管理責任者であるが、コロナ禍でもあった為電話での対応が主でありましたが、開催の際は参加していくように計画しております。
	21	6		学校との情報共有（年間計画・行事予定等の交換、子どもの下校時刻の確認等）、連絡調整（送迎時の対応、トラブル発生時の連絡）を適切に行っている	保護者様から学校行事や時間変更を教えてください、学校とも連携を図り、下校時間の確認等、連絡調整をおこなっております。
	22	3	3	医療的ケアが必要な子どもを受け入れる場合は、子どもの主治医等と連絡体制を整えている	現在医療的ケアが必要な児童は在籍していません。
	23	5	1	就学前に利用していた保育所や幼稚園、認定こども園、児童発達支援事業所等との間で情報共有と相互理解に努めている	保護者様のご意向を確認したうえで、各関係機関との情報共有と、相互理解を深めていけるように努めております。
	24	3	3	学校を卒業し、放課後等デイサービス事業所から障害福祉サービス事業所等へ移行する場合、それまでの支援内容等の情報を提供する等している	該当する児童が在籍していません。
	25	5	1	児童発達支援センターや発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	新型コロナウイルス予防の観点から外部での参加は控えていただいております。
	26	1	5	放課後児童クラブや児童館との交流や、障がいのない子どもと活動する機会がある	コロナ禍もあり交流等は控えている。保護者様のご意向も伺いながら、今後共生社会に向けた後方支援へのお子さまの社会参加や、他のお子さまも含めた集団の中での成長を支援できるよう学童や児童館など一般的な支援施設等とも連携しながら、専門的なバックアップもおこなう。
	27	2	4	(地域自立支援) 協議会等へ積極的に参加している	コロナ禍もあり参加は控えているが、リモートでの参加等へは積極的に参加していく予定である。
	28	5	1	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	送迎等の機会に保護者様のお悩みやお困りごとをお聞きし、必要な助言や効果的な支援方法をその都度お伝えするように努めております。また療育上必要でご家庭での協力が仰げるものはご提案し、可能な限り取り組んでいただいております。
保護者への説明責任等	29	2	4	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対してペアレント・トレーニング等の支援を行っている	ご相談をいただく中で必要に応じた時間・面談を設け、状況に応じた助言、お悩みの解決手段や、児童の成長のためにご家庭でできる支援や協力に取り組んでいただいております。
	30	6		運営規程、支援の内容、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	契約時には運営規定、利用者負担等について丁寧な説明に努めております。また、契約時のみならず保護者様のご要望がある時は、再度解りやすく丁寧に説明しています。
	31	6		保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	連絡ノートや送迎時にいただくご相談や定期的な面談などは丁寧に聞き取り、必要な助言や支援に努めています。
	32	1	5	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している	コロナ禍もあり実施してはおりません。保護者様の希望等も伺いながら今後保護者同士の連携の機会を場を提供していただくよう活動の支援をしていく。
	33	6		子どもや保護者からの苦情について、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、苦情があった場合に迅速かつ適切に対応している	苦情には窓口と責任者を設け、利用開始時にお知らせしております。また毎日の利用の中でのご意見・苦情には、その日のうちに事業所内で報告をおこない、改善策を保護者様にご提案しております。
	34	6		定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	COMPASSだよりを季刊発行し、公式Webサイトのブログでは隔月で活動や児童の成長をご紹介します。
	35	6		個人情報に十分注意している	個人情報の記載のある書類は、施錠ができる書類にて保管し、破棄の際にはシュレッダーにかけるなど細心の注意を払っております。
	36	6		障がいのある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	児童には状況や特性に合わせた伝達方法に心がけ、保護者様にはわかりやすいご説明や情報伝達を心がけています。
	37	1	5	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている	現時点では事業所行事に地域住民を招待する企画は行っておりません。
	非常時等の対応	38	5	1	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアルを策定し、職員や保護者に周知している
39		6		非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	避難訓練は実施しております。訓練では児童の特性に応じた参加の方法を考慮しております。
40		6		虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	コロナ禍のため、外部研修は控えています。事業所内にて定期的にマニュアルに沿った職員研修をおこない、適切な対応が保たれるよう日々努めています。
41		6		どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前十分に説明し了解を得た上で、放課後等デイサービス計画に記載している	契約書類に身体拘束についての記載があり、生命・身体保護のためにのみ、やむを得ず行う場合は保護者様の同意を得るようにしています。
42		6		食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている	現在は、医師の指示書に基づく対応が必要な児童はおりませんが、利用契約時、アセスメント時に必ず聞き取る内容として必須項目としております。
43		6		ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	社内共通様式で標準化されております。